

平成 21 年度介護報酬改定に向けての提言

介護支援専門員の専門性の確立と国民に支持される介護保険制度をめざして

特定非営利活動法人 東京都介護支援専門員研究協議会

はじめに

平成 12 年の介護保険制度開始に併せて介護支援専門員という職種が誕生し、はや 8 年が経過しました。ケアマネジメントという職能の重要性や創造性に惹かれ、多くの介護支援専門員が日々研鑽を重ね、これまで仕事を続けてきました。しかしその一方、平成 18 年度の制度改正以降、都内では居宅介護支援事業所の閉鎖が相次いでいます。他事業とは異なり、上限の設けられた包括払いの報酬体系の中で、減算を出さないための書類の整備などに終始し、本来ケアマネジメントが有する創造的な側面を見失っている介護支援専門員も少なくないはずです。

今後急速な増加が予測される独居高齢者、高齢者世帯、認知症高齢者、医療依存度の高い方の在宅生活支援を行っていく上で、限られた資源を効率的に活用するケアマネジメントの重要性はさらに増してきます。そのためには、現時点から中長期的視野を持ち、地域に根ざして資源の発掘・調整をする、質の高い創造的な介護支援専門員を、地域で育てていくことが必要になります。

我々東京都介護支援専門員研究協議会は、このような真の地域ケアマネジメントシステムの構築を通じた、中長期的な介護保険制度の発展、豊かな長寿社会の実現を目指し、平成 21 年度の介護報酬改定に向けて、提言を行います。

提言 1 居宅介護支援事業の単独運営が可能な報酬単価へと引き上げを

居宅介護支援に関する介護報酬単価の増額を求める声は、当会の会員である都内の介護支援専門員対象の調査結果の中に強く表れている¹。そしてその中には、「現行報酬では居宅介護支援事業所の単独運営が実質不可能である」、「給与が低く家計支持者として生計が維持できない」、「報酬的・時間的制約から質向上に向けた自己研鑽ができず、人材養成もままならない」という切実な意見が数多くあげられている。

厚生労働省が実施した平成 19 年度介護事業経営概況調査によると、居宅介護支援事業の収入における給与費割合の平均値は 100.4%、介護支援専門員 1 人当たり給与は 347,006 円/月、事業の収支差率は-15.8%である²。これらの数値は、いずれも平成 18 年度の報酬改定前の調査結果（順に 95.9%、382,477 円/月、-12.9%）³より悪化している。また、本提言に先立ち当会が独自に実施した調査の結果においても、介護支援専門員常勤 1 人当たり給与月額平均値は 310,358 円⁴、居宅介護支援事業所の介護料収入に占める給与費割合は平均 102.6%、事業の収支差率は-34.7%⁵と、更に不良な値を示している。これらの結果から、平成 18 年度の制度改正以降、居宅介護支援による収入が減少し、不

¹ 本提言末尾に添付の【資料 1】参照

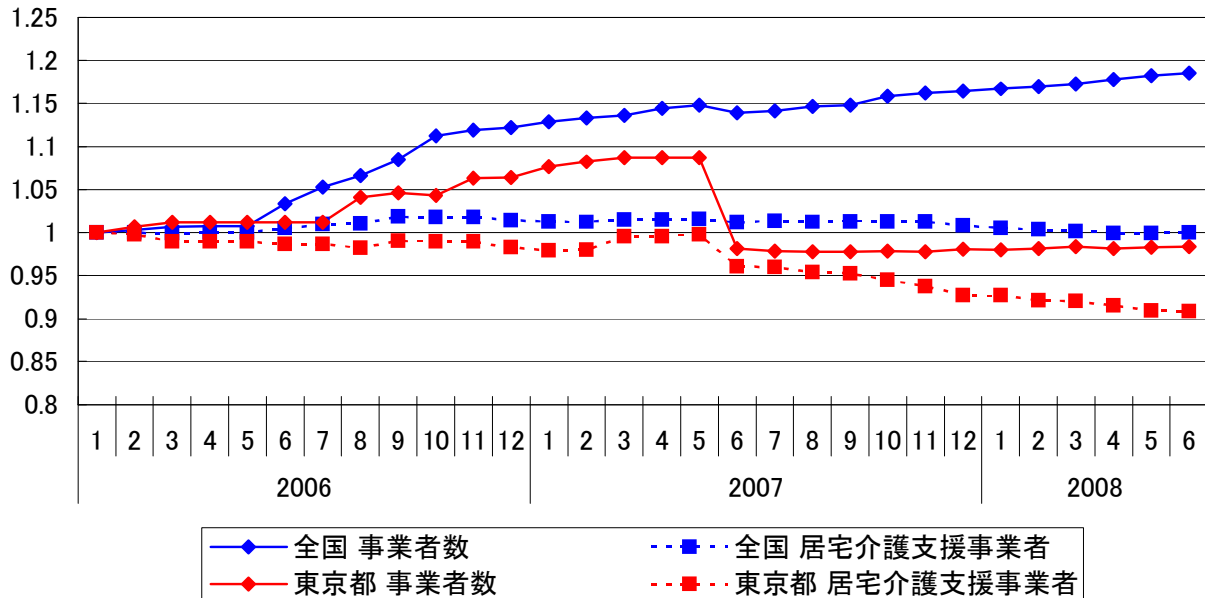
² 厚生労働省 平成 19 年度介護事業経営概況調査 有効回答 120 居宅介護支援事業所

³ 厚生労働省 平成 16 年度介護事業経営概況調査 有効回答 425 居宅介護支援事業所

⁴ 本提言末尾に添付の【資料 2】参照

⁵ 本提言末尾に添付の【資料 3】参照

図1 全国・東京都の介護保険事業者総数および居宅介護支援事業者数の推移



安定な事業運営、介護支援専門員の報酬減少へとつながっていることが分かる。

また、都内の介護保険事業所数の推移（図1）⁶を見ると、株式会社コムスンによる一連の問題が発覚した平成19年6月に事業所数が急減しているものの、それ以降明らかな減少はみられず、均衡を保っている。しかし、居宅介護支援事業所に限ると、その数は減少の一途を辿っている⁷。この原因として、1つには前述の報酬改定を契機とした経営状況悪化に伴う事業所の閉鎖があげられる。結果、利用者や家族に混乱をきたしたことはもちろん、ケアマネジメント実践を継続したい意志に反して、介護支援専門員が職を追われる状況も生じている。また、原因のもう1つには、平成19年6月以降、都道府県や保険者による指導・監査体制が強化されたことによる事務的・精神的負荷の増大が考えられる。報酬改定以降それまで以上に予備力を失った居宅介護支援事業に、指導・監査への対応等に伴う業務が追加されたこともあいまって、閉鎖という道を選択せざるを得なかった事業所が少なからず存在すると考えられる。無論、介護保険給付費の適正化は必要であり、質を保つ上で指導や監査が行われることはやむを得ないが、その前提として、質を確保するための自助努力を可能とする安定した運営基盤が求められる。

以上から、平成18年度の介護報酬改定、そして平成19年の指導・監査体制強化以降、居宅介護支援事業の運営はますます困難をきたし、他事業への依存傾向もさらに強まったと言える。給与費割合が100%を超えている状況は、他事業への依存なしには居宅介護支援事業が成立しないことを意味している。健全な事業運営と、介護支援専門員が中長期的に質の高いケアマネジメントを提供していく上で、居宅介護支援費の増額が切に望まれる。

増額の幅については、既存のデータをもとにいくつかの検討を行うことができる。まず平成19年度介護事業経営概況調査の結果を根拠とすれば、利用者1人あたり15.8%の増額（要介護3～5の場合で13,000円→約15,000円）をもって、理論的には収支差率の平均値をゼロとすることが可能である。一方、当会が独自に収集したデータに基づく、34.7%の増額（要介護3～5の場合で13,000円→約17,500円）が必要となる。全国的に増額すべき割合としては、この値を次頁で試算した必要地域別単価の1.18で除した14.2%程度の増額（要介護3～5の場合で13,000円→約15,000円）が、妥当かつ現実的な値と考える。

⁶ WAM-NET (<http://www.wam.go.jp/>) 掲載の事業所数月例報告に基づき作成

⁷ 平成19年4月には3,215事業所あった都内の居宅介護支援事業所は、平成20年4月時点では2,955事業所(8.1%減)となっている。

提言 2 大都市部の特殊性を反映した加算を

前項で述べた通り、都内の居宅介護支援事業所数は、減少を続けている。一方、全国の居宅介護支援事業所数の推移は、辛うじて均衡を保っており、明らかな減少傾向はみられない⁸。つまり、都内の居宅介護支援事業所は、特に閉鎖のリスクが高い状況にあると言える。

都内の居宅介護支援事業運営を困難にしている要因の1つとして、家賃や人件費等の運営コストの高さがあげられる。全国物価統計調査によれば、東京都の家賃指数は全国平均 100.0 に対して 184.9 (1.849 倍)⁹、平均求人賃金は全国平均 164,985 円に対して 196,537 円 (1.191 倍)¹⁰である。

これらの数値と、当会が独自に収集した運営費データ¹¹をもとに、東京都と全国平均の居宅介護支援事業所の運営費総額の比を試算すると、以下のようになる。

$$\frac{\text{居宅介護支援事業所運営費[東京都]}}{\text{居宅介護支援事業所運営費[全国]}}$$
$$= \frac{\text{家賃[東京都]} + \text{事業所職員数}^{12} \times \text{介護支援専門員給与[東京都]} + \text{その他の経費}}{\text{家賃[東京都]} / 1.849 + \text{事業所職員数} \times \text{介護支援専門員給与[東京都]} / 1.191 + \text{その他の経費}}$$
$$= \frac{93000 + 2.6 \times 310358 + 212242}{93000 / 1.849 + 2.6 \times 310358 / 1.191 + 212242}$$
$$= \frac{1014718.3}{940063.2} = \underline{\underline{1.183}}$$

以上より、東京都で居宅介護支援事業所を運営する上では、全国平均の 1.18 倍程度の運営費を要することが推計される。現行の介護報酬における地域別単価は、最も高い特別区(東京 23 区)でも 1.072 倍であり、1.18 倍には遠く及ばない。都内の居宅介護支援事業者が安定した運営基盤を獲得し、利用者への質の高いケアマネジメントの提供に注力できるよう、東京都という大都市部の特殊性を加味した地域別単価の是正が求められる。

⁸ 平成 19 年 4 月に 32,462 事業所あった全国の居宅介護支援事業所は、平成 20 年 4 月時点で 31,973 事業所 (1.5%減) であり、都内に比べて顕著な減少はみられない。

⁹ 総務省: 平成 14 年全国物価統計調査より

¹⁰ 厚生労働省: 平成 20 年度第 1 回介護労働者の確保・定着等に関する研究会資料より (数値根拠: 厚生労働省職業安定業務統計)

¹¹ 前掲 5 の居宅介護支援事業所の運営費に関するアンケート調査の結果、事務所家賃は平均 93,000 円/月、その他の経費は平均 212,242 円/月であった。

¹² 厚生労働省: 平成 18 年度介護サービス施設・事業所調査の概況より

提言 3 居宅介護支援事業にかかる特定事業所加算取得要件の緩和を

平成 18 年度の制度改正の中で設置された特定事業所加算は、支援困難ケースへの対応等、居宅介護支援事業所の中でも特に高度なケアマネジメントを実施する機関であり、一定人口単位毎に必要とされると思われるが、現在までに加算を取得できた例は全国的にごく少数である。

特定事業所は、「中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行う¹³」とあるが、中重度者（要介護 3～5）は全要介護者の半数弱存在し¹⁴、支援困難ケースについては 3～7%程度存在すると捉えられている¹⁵。このうち後者に基づけば、特定事業所は数十事業所に 1 つ程度の割合¹⁶で指定されることが望ましく、現状より指定が容易となるよう、加算要件の緩和が望まれる。なお、特定事業所に関連して当会会員からあげられた意見の中には、中重度者の割合に関する要件の緩和を求めるものが相対的に多くあげられた¹⁷ことから、同要件は特定事業所加算取得における大きな障壁となっていることが考えられる。

また、特定事業所は都道府県が指定する形となっているが、実質的に地域で支援困難ケースの分布等を把握しているのは保険者である。本来的には、保険者との密な連携に基づき必要数を試算し、計画的に指定が行われることが望ましい。

¹³ 厚生労働省通知 老企第 36 号第 3 の 10

¹⁴ 平成 20 年 4 月居宅介護支援受給者に占める要介護 3～5 の者の割合は 41.7%であった。

¹⁵ 当会が平成 19 年に都内の保険者および地域包括支援センターを対象に実施した調査の結果、支援困難ケースの出現頻度について、保険者介護保険担当課職員は 3.0±2.7%、地域包括支援センター職員は 6.8±5.6%と回答した。

¹⁶ 仮に全ての支援困難ケースを特定事業所で担うとする極端な試算を行えば、特定事業所は全事業所の 5%程度必要となる。

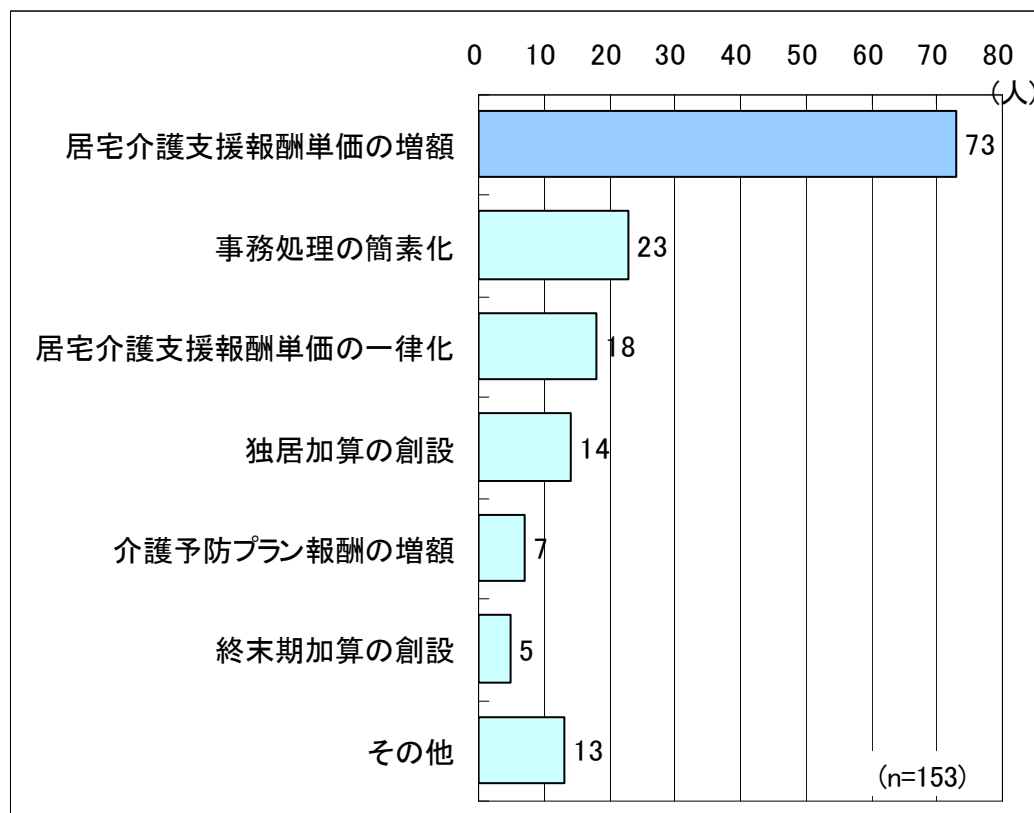
¹⁷ 前掲 1 の調査にて特定事業所加算の要件緩和に関する意見が計 18 件寄せられ、中重度者の割合に関する要件緩和についての意見が 8 件（「要介護度 3 以上 6 割は、医療系居宅に集中しやすい状況で福祉系には不利」、「重度の方や終末期の担当が増えてくると、3ヶ月同じ割合（6割以上）は保てない」、「介護度 3～5 の 6 割は難しい、せめて 5 割」など）、実質取得不可能に近い加算への批判的な意見が 5 件（「ハードルが高すぎる」、「可能性がほとんどない状態では努力できない」、「取得できないのが当たり前の制度になっている」など）、支援困難ケースへの対応機関としての位置づけの明確化を求める意見が 2 件（「処遇困難ケースを扱う事業所をもっと増やし、評価することが必要だと思う」、「民間の主任の役割を明確にし、困難ケースを受け持ってもらおう」といった内訳であった。

【資料 1】

■介護報酬改定に対する介護支援専門員の意識調査

- ・調査時期: 平成 20 年 7 月
- ・対象: 東京都介護支援専門員研究協議会会員 1,191 名
- ・有効回答: 153 票 (12.8%)

□平成 21 年度報酬改定に対してもっとも望むこと



□報酬単価の増額を望む理由—自由記述欄からの抜粋 (全自由記述 124 件中 68 件: 54.8%)

■現行報酬では居宅介護支援事業所の単独運営が実質不可能であること

ケアマネだけで独立した事業は成り立たない。他のサービス事業所の併設で何とか経営は維持しているが、赤字は続く状態。ケアマネだけでも経営が成り立つような改定を望みます。

介護事業者が運営できるための報酬単価にすべき。どこもやってゆけない。改定のたびに縮小されるのはおかしい。介護保険当初、中立、公正、公平の仕事といわれてきたが、とても報酬はそんなことできる状態じゃない。会社、他の部署との連携、(経営的に)依存しないと成り立たない。中立できないように逆行していることに、厚労省は気づいていない。

管理者としてケアマネ達に一連の書類処理等、重圧でつぶれないよう気を遣っている。採算の取れない部門として、肩身の狭い思いをしている。(研修費はすべて実費、交通費も実費、本の購入も認められなくなった) ケアマネが事業所として対等に対話できる立場を作してほしい。現実には「採算が取れないんだから、言うことを聞け」で、ケアプランにも支障をきたすことがあります。

居宅だけでも安定した経営ができるくらいのプラン報酬をいただきたい。独立して居宅を行っている事業所に手当てを出してもらいたい。

居宅はほとんどの所が赤字だといわれています。職場でも訪問介護に食べさせてもらっているのが現状です。利用者に関すること、すべてケアマネに責任がきます。せめて黒字になるような改正を望みます。

居宅支援事業所が単独で経営していけるだけの報酬が得られるようにしてほしい

居宅事業所として独立できるように報酬設定をしてほしい。単独でスタート当初から赤字事業所のため、他サービス事業所（同社内黒字）と同一事業所内で業務をしなければならない点を解消できたらいいと考えます。現在の報酬では常に赤字で、どこかの事業と組まざるをえない。今のままでは会社が破産してしまう。所属するサービス事業所に寄生しないと、一人前の給料をとれないのが現状。上限 35 件はあるが、32~33 件に抑えており、新規プランの受け入れに備える。せめて居宅事業所で報酬はマイナスにならない程度にほしい。社会保険料、ボーナス分は、無理な状況です。常勤のケアマネージャーを雇える単価にしていただけないと、事業所として成り立たない。人件費と事務費が出せるくらいの報酬はほしい。赤字である。脱却しなければ存続できない現状がある。前回改正後、ますます居宅介護支援事業所は、事業所として成り立たなくなってしまう。結果として、金欠の中でケアマネの存在は小さくなり、大事にされなくなっている。一人ひとりのケアマネは、そんな中やる気をなくしています。今、ケアマネを頑張っている人が、続けられるような設定を望みます。東京では昨年秋ごろから、居宅介護支援事業所の廃止、撤退、統合が相次いでおり、ケアマネージャーが突然に解雇や異動を言い渡されている。利用者へも迷惑がかかっている。当事業所はヘルパーステーションと訪問看護を併設しているので、どうにか運営できている。単独では厳しいです。独立運営が可能な介護報酬にしてほしい。報酬の増額をぜひお願いしたい。どんなにがんばっても事業が運営できないのはおかしい。

■給与が低く家計支持者として生計が維持できないこと

基本的に子供を 2~3 人かかえている男性が働いて生活できる設定にはなっていない。そのことが本当におかしい！！
月 20 万の、ボーナスなしで貴方は働くか？大の大人が結婚して、子供二人を大学に出せますか？国保税、年金支払って、住宅ローンが払えない。
介護報酬が増額になり、働く私たちの所得が少しでも上がることを望みます。同じ年齢の一般企業で働いている友人と、給与を比較すると悲しくなります。「働き甲斐」だけで、職業は成り立つものではないと思います。今の収入では銀行からお金を借りることすらできない。せめて銀行から借りられるくらいの収入がほしい。単独事業所の場合、事務職（電話番）をおかないと、訪問も落ち着いてできません。年収 200 万円台では、一人者が生活を支えてくれる配偶者がいないと生活できません。子供や妻がいる男性（家のローンも払い？）がやっていけるくらいの報酬を検討してください。介護職員が世間並みの生活と評価を受けられる報酬にしてほしい。そうしないと、介護保険も、高齢社会も、成り立たない。あくまでボランティアではなく、仕事なのだから。社会福祉士などの専門職が、長く勤められる給与を、また、男性でも一生の仕事として、家族をもって養える給与を支払える、報酬額を期待します。何年たっても給料 35 万程度なら、生活できません。（結局、給料は 30 万以下よりも上がりません。）35 件のプランでケアマネが給料をもらって（ボーナス、退職金が出せる）生活できる金額を！ケアマネのモチベーションが低下し、昇給等も肩身の狭い思いでいる。昇給できないところも多いと聞く。有能な人材が誇りを持って仕事ができる報酬体系を希望！自分の選んだ職業に目標を持って進みたい。社会的な地位が向上していくためにも、自助努力は続けていくが、生計が成り立たない、賞与も認められないのであれば、働き続ける意欲もなくなる。専門職として、普通の生活ができる報酬で、毎日残業をしなくてもすむ事務量であってほしい。

■報酬的・時間的制約から質向上に向けた自己研鑽ができず、人材養成もままならないこと

ケアマネジャーとしての専門性を高めるために、研修、学習、情報共有等、毎日が日常業務外にかけている時間と費用に見合う報酬をお願いしたい。現状の仕事に必要な情報を勤務時間内にとることができ、平均的なレベルを維持できる、学習研修の時間を保証していただき、能力に対し妥当な金額をいただきたいと思います。質の良いケアマネの活動ができる報酬を望みます。対人援助の労力は、マニュアル通りにはいかない難しさがある。人には様々な要素があり、援助者も学ばなきゃいけない部分が多く、学習する時間が必要。モチベーションを高めつつ、ソーシャルワーク、事務処理等の業務を行うには、あまりにも報酬が少なすぎると思う。報酬が安い→ケアマネ、ヘルパーの離職率が高い→良いケアができないという方式の脱却を！ケアマネの質を上げるため、ぜひ改定が必要である。ケアマネジャーの中立、公正、独立をうたっているが、全く報酬上は自立できない状態となっている。本来のケアマネ業務ができるように介護報酬を大幅に引き上げてください。手間暇のかかる細やかなケース対応と、維持できるための経費がまかなえる、基本単価の増額は必須。中立を保つこと、優秀な人材を確保すること、利用者にとって良いプランをつくれること。独立性を保って仕事できること。そのためには今の報酬を上げてほしい。

独立できない報酬であるうちは、ケアマネの専門性もなかなか上がらないだろう。弁護士や会計士のように一人で事務所を開けるようにならないものか。

利用者の尊厳を守るためにも、介護支援専門員の尊厳を守る介護報酬を正当に欲しい。

高度な仕事な割に収入が安い。安定した経済力があって、初めて良い仕事ができると思う。

介護業界の存続のためには、人材育成は第一だが、報酬と仕事の内容が見合わないため、優秀な人材が集まらない。

介護専門学校を出たが、魅力ややりがいを感じられる前に、心身を崩して辞めていく若者も多い。

【資料 2】

■介護支援専門員の報酬実態把握調査

- ・調査時期: 平成 20 年 7 月
- ・対象: 東京都介護支援専門員研究協議会主催研修参加者 100 名
- ・有効回答: 74 票 (74.0%) , うち常勤者 56 票

| | 平均値 [最小値-最大値] |
|--------------------------------------|------------------------------------|
| 給与月額 (支給額) [A] | 284,643 [120,000-460,000] 円 |
| 賞与年額 (昨年冬季+今年度夏季実績) [B] | 306,481 [0-1,560,000] 円 |
| 賞与を含む給与月額 $[(A \times 12 + B) / 12]$ | 310,358 [120,000-590,000] 円 |

※常勤者 56 名について集計

【資料 3】

■居宅介護支援事業所の経営実態把握調査

- ・調査時期: 平成 20 年 7 月
- ・対象: 東京都介護支援専門員研究協議会主催研修参加者 100 名および同会役員等
- ・有効回答: 72 票 (母数不明のため回収率算出できず)

□都内の居宅介護支援事業所の収支状況: 都内全域

| | N | 平均値 [最小値-最大値] | ／介護料収入 |
|--------------------|----|------------------------------|----------------|
| 介護料収入 (居宅介護支援) [A] | 70 | 941,857 [230,000-4000,000] 円 | 100.0 % |
| 支出合計[B] | | 1,268,356 円 | 134.7 % |
| 人件費 | 61 | 963,115 [150,000-4280,000] 円 | 102.3 % |
| 事務所家賃 | 50 | 93,000 [0-260,000] 円 | 9.9 % |
| 家賃以外の賃料 (駐車場等) | 36 | 15,278 [0-110,000] 円 | 1.6 % |
| 自動車等維持費 | 54 | 9,074 [0-180,000] 円 | 1.0 % |
| 旅費交通費 | 50 | 23,400 [0-80,000] 円 | 2.5 % |
| その他の経費 | 49 | 164,490 [20,000-880,000] 円 | 17.5 % |
| 収支差[A-B] | | -326,499 円 | -34.7 % |

※金額は月額値を示す

※回答事業所によっては一部支出内訳に不明回答が含まれたため、支出合計は内訳別支出の平均値の合計したものとしました。結果、最小値、最大値は算出されません。

□都内の居宅介護支援事業所の収支状況：区部

| | N | 平均値 [最小値-最大値] | ／介護料収入 |
|-------------------|----|-------------------------------|----------------|
| 介護料収入（居宅介護支援） [A] | 54 | 895,926 [230,000-4,000,000] | 100.0 % |
| 支出合計[B] | | 1,249,645 円 | 139.5 % |
| 人件費 | 46 | 949,783 [150,000-4,280,000] 円 | 106.0 % |
| 事務所家賃 | 39 | 102,051 [10,000-260,000] 円 | 11.4 % |
| 家賃以外の賃料（駐車場等） | 27 | 14,444 [0-110,000] 円 | 1.6 % |
| 自動車等維持費 | 41 | 1,951 [0-30,000] 円 | 0.2 % |
| 旅費交通費 | 37 | 23,784 [0-80,000] 円 | 2.7 % |
| その他の経費 | 38 | 157,632 [20,000-880,000] 円 | 17.6 % |
| 収支差[A-B] | | -353,719 円 | -39.5 % |

※ 金額は月額値を示す

※ 回答事業所によっては一部支出内訳に不明回答が含まれたため、支出合計は内訳別支出の平均値の合計したものとした。結果、最小値、最大値は算出されない。

□都内の居宅介護支援事業所の収支状況：市部

| | N | 平均値 [最小値-最大値] | ／介護料収入 |
|-------------------|----|---------------------------------|----------------|
| 介護料収入（居宅介護支援） [A] | 15 | 1,141,333 [310,000-2,620,000] 円 | 100.0 % |
| 支出合計[B] | | 1,392,364 円 | 122.0 % |
| 人件費 | 14 | 1,050,714 [360,000-2370,000] 円 | 92.1 % |
| 事務所家賃 | 10 | 65,000 [0-180,000] 円 | 5.7 % |
| 家賃以外の賃料（駐車場等） | 9 | 17,778 [0-30,000] 円 | 1.6 % |
| 自動車等維持費 | 13 | 31,538 [0-180,000] 円 | 2.8 % |
| 旅費交通費 | 12 | 23,333 [0-70,000] 円 | 2.0 % |
| その他の経費 | 10 | 204,000 [20,000-640,000] 円 | 17.9 % |
| 収支差[A-B] | | -251,031 円 | -22.0 % |

※ 金額は月額値を示す

※ 回答事業所によっては一部支出内訳に不明回答が含まれたため、支出合計は内訳別支出の平均値の合計したものとした。結果、最小値、最大値は算出されない。